

長崎市産業振興促進計画

令和7年5月26日作成

長 崎 県 長 崎 市

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

長崎市は九州の西部、長崎県の南部に位置し、古くから、その地理的な利点と豊かな海と港を活かして海外の国々との交流を行い、独自の発展を遂げてきた。

昭和20年8月9日には原子爆弾による惨禍を被ったが、戦後は核兵器廃絶と世界恒久平和を訴える国際平和文化都市としての役割を果たしている。

産業は、古くから造船業を中心とし、恵まれた資源や多くの漁港により栄えた水産業や、歴史と文化に恵まれ、国際性豊かな観光資源を活かした観光業などが地域を支えてきた。

半島振興対策実施地域のうち本計画の対象とする旧琴海町は旧長崎市の北西部に位置し、大村湾と緑の山々に囲まれ、自然に恵まれており、都心部のベッドタウンとしても宅地開発が進んでいる。農業が基幹産業だが、大村湾のなまこ、養殖かきなどの水産業にも力を入れている。

このような状況の中で、本市の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、豊かな地域資源を活かして基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、食品関連産業、観光業、情報関連産業等の更なる振興を図ることが重要である。

このため、令和2年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本市が令和2年に認定された長崎市産業振興促進計画（令和2年度～令和6年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

(ア) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

分野	実施主体	取組内容
農業	市	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手農家支援特別対策事業等を活用した生産基盤の整備推進 ・農協と連携した意欲ある担い手及び新規就農者の育成・確保 ・農産加工や6次産業への取組みの推進 ・集落ぐるみの取組みの推進・支援 ・産地の再編・強化と農村集落の環境・機能の充実 ・本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致、設備投資の推進
	農協	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物のブランド化の推進 ・直売所での地場産農産物販売による農業者の経営安定化
林業	市	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の多面的機能を発揮するための林業基盤の整備 ・地形的に生産性に優れている地区における育成単層林の整備による森林資源の循環利用 ・地形的条件不利地等における育成単層林の育成複層林や天然生林への誘導の推進 ・計画的な森林整備を推進するための公共建築物等の木造・木質化の推進による地域産材の利用促進
水産業	市	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港の基盤整備の推進 ・漁業者等が実施する藻場回復等の活動や、漁協が実施する種苗放流に対する支援 ・新規漁業就業者の確保及び円滑な着業の推進 ・長崎の魚の魅力の発信や旬の魚を活かしたイベントの開催支援による消費拡大 ・本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致、設備投資の推進

(イ) 商工業（製造業を含む）

実施主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致、設備投資の推進
商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・中小・小規模事業者の経営力向上のため経営基盤に係る指導等の実施 ・小規模事業者の経営発達支援の取組みの伴走型支援

(ウ) 観光（旅館業を含む）

実施主体	取組内容
市	・多様なニーズに対応可能な宿泊のあり方の検討によるさらなる交流人口の拡大
長崎国際観光コンベンション協会	・地域の特色を活かした滞在型コンテンツの造成・支援及び情報発信による外国人観光客誘致拡大

(エ) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

実施主体	取組内容
市	・本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致、設備投資の推進

(オ) 共通

実施主体	取組内容
市	・半島税制による租税特別措置、固定資産税の課税免除の実施 ・半島税制の Web 媒体による情報発信 ・事業者向けの説明会や関係団体などとの意見交換会の場を活用した半島税制の周知 ・水産農林業分野における補助事業を活用する事業者に対する半島税制周知のチラシ配布
県	・地方税（県税）の不均一課税の実施 ・長崎県独自の誘致企業工場等設置特別奨励措置による企業誘致の推進 ・半島税制の Web 媒体による情報発信 ・県内市町や国等広域的な関係機関との連絡調整、情報交換

【目標】

(ア) 設備投資の活性化に関する目標

計画期間中、半島税制の適用対象となる設備投資の件数は、1 件以上

(イ) 雇用・人口に関する目標

計画期間中、半島税制の適用を受けた企業における新規雇用者数を 3 人以上

イ 目標の達成状況

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和 6 年末時点で次のような達成状況となった。

(ア) 設備投資の活性化に関する目標

半島税制の適用対象となる設備投資の件数：8件

※令和6年末現在の産業振興機械等の取得等に係る確認書交付実績による

(イ) 雇用・人口に関する目標

半島税制の適用を受けた企業における新規雇用者数：16人

※令和6年末現在の産業振興機械等の取得等に係る確認書交付実績による

【成果及び課題】

- ・税制の周知を強化した結果、設備投資の増加につながり、目標を達成することができた。
- ・税制を活用した企業が製造業のみであり、他の業種における活用がなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 将来にわたる生産・供給体制の確立
- (ii) 本市独自の企業立地奨励制度等による企業誘致及び設備投資の推進
- (iii) さらなる交流人口の拡大と誘客促進
- (iv) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進

2. 計画の対象とする地区

本計画の対象となる地区は、半島振興対策実施地域として指定された旧琴海町の区域とする。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年7月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における地域特性を踏まえた産業の現状、及び課題については次のとおり。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

「イチゴ」「トマト」「アスパラガス」「すいか」など施設野菜・露地野菜の生

産が盛んで、直売所も数カ所あり、農協系統と直売所出荷の両立が図られている。施設野菜においては、新規就農者が増加しているが、燃油及び資材の高騰が課題となっている。今後、さらにグリーンツーリズムによる都市農村交流の促進を図り、また、有害鳥獣の対策も進めていく必要がある。

(2) 商工業（製造業を含む）

本市の基幹産業は造船業であり、我が国最初の艦船修理工場から始まった造船や造機を中心に発展してきた歴史的背景がある。

また、商業においては、人口の減少や市外への消費流出等により、商店街や市場を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるが、家電量販店やドラッグストアにおいては、インバウンド客により消費拡大の動きがみられるほか、観光の面でも、好調な夜景観光、増加する国際クルーズ船の寄港等を背景に堅調に推移している。

しかし、これらの商工業も人口密度の高い旧長崎市に集中しており、対象地域は交通等の便が悪く、都心部からも遠いという地理的な制約があること、道路が狭隘であり平地が少ないこと、人材確保が難しいことなどが課題となっている。

(3) 情報通信業（情報サービス業等）

システム開発業などの立地が進んでいるが、その多くが市内中心部への立地となっており、人材確保の対応が課題となっている。

(4) 観光（旅館業を含む）

本市は、古くからの海外との交流で生まれた歴史と文化に恵まれ、出島やグラバ一園など数々の国際性豊かな観光資源が存在し、2つの世界遺産や「世界新三大夜景」等の地域資源を活かしながら、観光振興を図っている。

対象地域は、交通等の便が悪く、都心部からも遠いという地理的な制約があるため、大きな課題となっている。また、各地域における地域資源を活用して、交流人口の増加を促すと同時に、ルートづくりなどにより地域全体へ広げていく必要がある。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携
本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

分野	実施主体	取組内容
農業	市	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手農家支援特別対策事業等を活用した生産基盤の整備推進 ・農協等と連携した意欲ある担い手及び新規就農者の育成・確保 ・農産加工や6次産業への取組みの推進 ・集落ぐるみの取組みの推進・支援 ・産地の再編・強化と農村集落の環境・機能の充実 ・本市独自の企業立地奨励制度や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致、設備投資の推進
	農協	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物のブランド化の推進 ・新規就農者の育成、生産基盤の整備推進
林業	市	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の多面的機能を発揮するための林業基盤の整備 ・地形的に生産性に優れている地区における育成単層林の整備による森林資源の循環利用 ・地形的条件不利地等における育成単層林の育成複層林や天然生林への誘導の推進 ・計画的な森林整備を推進するための公共建築物等の木造・木質化の推進による地域産材の利用促進
水産業	市	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者等が実施する藻場回復等の活動や、漁協が実施する種苗放流に対する支援 ・新規漁業就業者の確保及び円滑な着業の推進 ・これまでの水揚げから販売までの流通の改善や新たなブランド魚の発掘による消費拡大 ・本市独自の企業立地奨励制度や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致、設備投資の推進

(2) 商工業（製造業を含む）

実施主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市独自の企業立地奨励制度や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致、設備投資の推進
商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・中小・小規模事業者の経営力向上のため経営基盤に係る指導等の実施 ・小規模事業者の経営発達支援の取組みの伴走型支援

(3) 観光（旅館業を含む）

実施主体	取組内容
市	・ 多様なニーズに対応可能な宿泊のあり方の検討によるさらなる交流人口の拡大
長崎国際観光コンベンション協会	・ 地域の特色を活かした滞在型コンテンツの造成・支援及び情報発信による誘客促進

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

実施主体	取組内容
市	・ 本市独自の企業立地奨励制度や「地域再生法」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致、設備投資の推進

(5) 共通

実施主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半島税制による租税特別措置、固定資産税の課税免除の実施 ・ 半島税制の Web 媒体による情報発信 ・ 事業者向けの説明会や関係団体などとの意見交換会の場を活用した半島税制の周知 ・ 水産農林業分野における補助事業を活用する事業者に対する半島税制周知のチラシ配布
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税（県税）の不均一課税の実施 ・ 長崎県独自の誘致企業工場等設置特別奨励措置による企業誘致の推進 ・ 半島税制の Web 媒体による情報発信 ・ 県内市町や国等広域的な関係機関との連絡調整、情報交換

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活性化に関する目標（令和7年度～令和11年度）

半島税制の適用対象となる設備投資（件）	5件
---------------------	----

※ 直近3年間の実績である年平均1件を勘案し、5件を目標とする。

(2) 雇用・人口に関する目標（令和7年度～令和11年度）

半島税制の適用を受けた企業における新規雇用者数(人)	10人
----------------------------	-----

※ 前計画における実績では、1件当たりの新規雇用者数が2人であったことを勘案し、目標件数5件に2人を乗じた10人を目標とする。

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①説明会等における周知	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市単独で行う事業者向けの商工施策の説明会において、年1回周知を行う。 ・商工会議所等の関係団体が連携して行う意見交換会において、年1回周知を行う。
②情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページに半島税制の概要を掲載し、情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	<ul style="list-style-type: none"> ・水産農林業分野で補助事業を活用して施設等の整備を行う事業者に対し、半島税制周知のチラシを配布する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

	平成22年	平成27年	令和2年
人口（人）	443,766	429,508	409,118
生産年齢人口（人）	275,191	249,601	223,535
老年人口（人）	110,405	122,974	132,604
高齢化率（％）	25.0	29.1	32.4

資料：国勢調査

参考：旧琴海町人口

	平成22年	平成27年	令和2年
人口（人）	12,257	11,919	11,488
生産年齢人口（人）	7,486	6,650	5,987
老年人口（人）	3,123	3,744	4,072
高齢化率（％）	25.5	31.6	35.4

資料：国勢調査

【人口動態】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自然増減	▲2,905	▲3,391	▲3,773
社会増減	▲2,485	▲1,530	▲1,581
全体	▲5,390	▲4,921	▲5,354

資料：長崎市中央地域センター、地域保健課

【産業別事業所数及び従業者数】

産業分類	事業所数			従業者数		
	H26	H28	R3	H26	H28	R3
総数	19,504	18,840	17,908	207,637	187,492	185,787
第一次産業	53	52	63	726	741	877
農林漁業	53	52	63	726	741	877
第二次産業	2,300	2,192	2,144	35,183	28,445	26,142
鉱業	6	2	5	43	39	65
建設業	1,439	1,381	1,418	11,529	11,373	11,655
製造業	855	809	721	23,611	17,033	14,422
第三次産業	17,151	16,596	15,701	171,728	158,306	158,768
電気・ガス・熱供給・水道業	18	26	38	636	913	944
情報通信業	197	180	192	3,089	3,195	3,619
運輸業、郵便業	440	418	361	8,194	7,550	7,497
卸売業、小売業	5,422	5,216	4,478	38,600	37,157	35,284
金融業、保険業	372	368	369	8,996	7,760	7,901
不動産業、物品賃貸業	1,573	1,496	1,574	4,678	4,470	5,349
学術研究、専門・技術サービス業	779	779	866	7,514	7,515	7,851
宿泊業、飲食サービス業	2,627	2,514	2,221	27,104	19,656	16,116
生活関連サービス業、娯楽業	1,859	1,787	1,544	9,290	9,687	6,517
教育、学習支援業	547	516	654	8,266	7,326	10,804
医療、福祉	1,928	1,933	2,016	39,316	37,898	40,167
複合サービス事業	129	127	109	2,036	1,420	1,088
サービス業（他に分類されないもの）	1,260	1,236	1,279	14,009	13,759	15,631

資料：経済センサス

【観光入込客数】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問客数(人)	2,560,600	2,585,700	4,048,800	5,319,400
日帰り客(人)	1,400,600	1,443,300	2,280,400	3,071,100
宿泊客(人)	1,160,000	1,142,400	1,768,400	2,248,300

資料：長崎市観光統計

【本市の農業戸数】

	平成22年	平成27年	令和2年
農家戸数(戸)	3,374	2,947	2,343
販売農家(戸)	1,481	1,215	921
自給的農家(戸)	1,893	1,732	1,422

出典：農林水産省「農林業センサス」

注1) 農家の定義：経営耕地面積10アール以上又は調査日前1年間の農産物総販売額が15万円以上あった世帯

注2) 販売農家の定義：経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

注3) 自給的農家の定義：経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

【本市の農業産出額】

	平成22年	平成27年	令和2年
農業産出額(百万円)	5,462	5,576	4,928

出典：長崎市農業振興課調べ「長崎市中心卸売市場、JA系統(農産物、畜産物、直売所)、長崎花市場の取扱高又は販売実績資料による」

【本市の林業就業人口(15歳以上)】

	平成22年	平成27年	令和2年
林業就業人口(人)	78	80	92

出典：令和3年度経済センサス 活動調査(事業所数 5事業所)

【本市の漁業生産高】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
漁業生産量(トン)	43,218	38,401	33,357	35,718	36,329
漁業生産額(百万円)	13,342	14,009	11,624	10,889	11,875

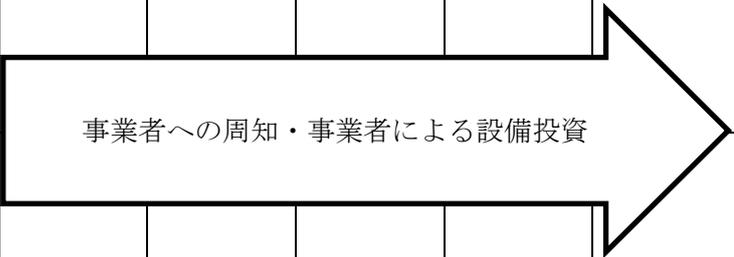
出典：「漁港港勢調査」 業態別漁獲量

産業振興促進計画区域図

 計画対象地区



長崎市産業振興促進計画工程表

事業		R7.7	R8.4	R9.4	R10.4	R11.4
振興すべき業種 を促進するため に行う事業	租税特別措置 の適用					 事業者への周知・事業者による設備投資
	地方税の不均 一課税に伴う 減収補填措置					
	その他（補助 金等交付財産 活用事業等）					
その他						